

2. 個人市民税

(1) 個人市民税の概要

① 納税義務者

金沢市税賦課徴収条例第18条第1項第1号及び第2号により、以下の者に対して市民税（均等割及び所得割）を課している。

区 分	均等割	所得割
市内に住所を有する個人	課税	課税
市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	課税	非課税

なお、市内に住所があるかどうか、あるいは事務所、事業所又は家屋敷を有するかどうかは1月1日現在の状況で判断する（地方税法第318条）。

② 申告義務者

上記の納税義務者は3月15日までに申告書を市長に提出しなければならない。ただし、以下の者は除く。

- ・ 給与所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等所得以外を有しなかった者で控除を受けようとする者を除く。）
- ・ 所得金額が均等割の非課税基準額（下記、非課税範囲iv参照）以下である者

③ 非課税範囲

地方税法附則第3条の3及び金沢市税賦課徴収条例第19条により、以下の者に対して均等割あるいは所得割を課さないことになっている。

	区 分	均等割	所得割
i	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者	非課税	非課税
ii	障害者、未成年者、年齢65歳以上の者、寡婦又は寡夫（注1）	非課税	非課税
iii	法の施行地に住所を有する者で所得割のみを課すべき者のうち、前年の総所得金額等が350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（注2）以下である者	\	非課税
iv	法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が320,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（注3）以下である者		非課税
v	均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻（注4）	非課税	\

(注1) これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。なお、年齢65歳以上の者については、平成18年度から非課税措置が段階的に廃止されることになっている。

(注2) その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に350,000円を加算した金額(平成18年度からは320,000円)

(注3) その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に200,000円を加算した金額(平成18年度からは190,000円)

(注4) 平成17年度から均等割の非課税措置は段階的に廃止されることになっている。

(2) 賦課の手続

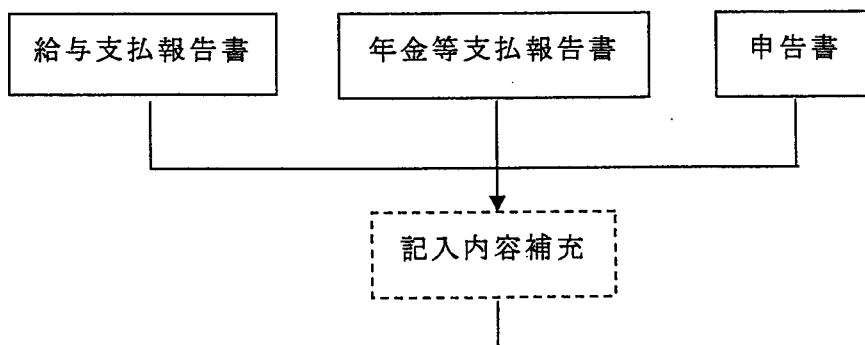
① 当初課税事務

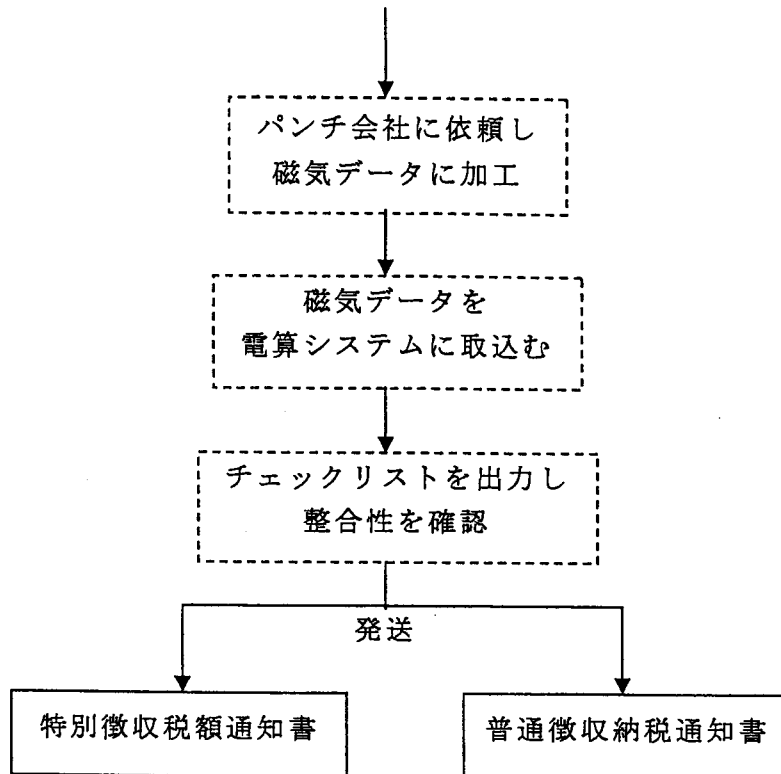
当初課税事務とは、申告等の義務のある者からの給与支払報告書、年金等支払報告書あるいは申告書の提出を受け、前年所得実績に基づき当該年度に納税すべき金額を通知するための一連の事務である。なお、データ入力を依頼するパンチ会社との委託契約書においては、個人情報の取り扱いに係る条項を設け情報の漏洩等に対策を講じている。

給与支払報告書が提出される1月中旬頃から普通徴収納税通知書を発送する6月上旬まで行われ、平成16年度における課税資料提出件数は以下の通りであった。

		(件)
給与支払報告書		250,719
年金等支払報告書		131,780
申告書	確定申告書 A	38,268
	確定申告書 B	34,372
	確定申告書(分離)	5,337
	確定申告書(損失)	1,135
	市・県民税申告書	7,921
	計	87,033
合 計		469,532

事務の主な流れは以下のとおりである。



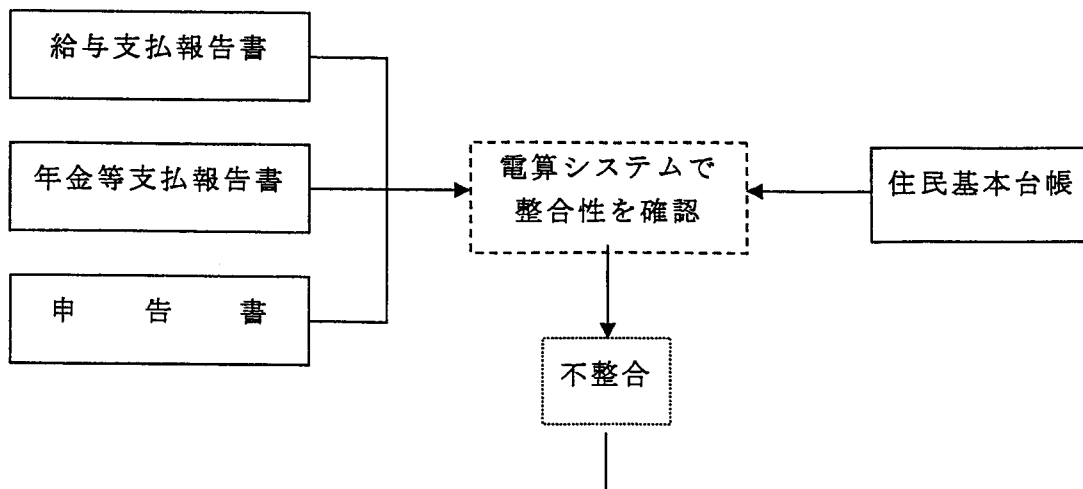


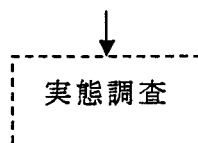
□ : 書類を表す、 □ : 行動を表す、 □ : 判断を表す

②被扶養者等実態調査事務

被扶養者等実態調査事務とは、納税義務者が申告した被扶養者等について、住民基本台帳の世帯情報との整合性を確認する事務である。

住民基本台帳の世帯情報と不整合であった調査対象者に対しては、納税者本人、事業所、他市町村に照会・調査を実施している。7月から10月にかけて実施され、平成16年度における実態調査件数は約24,000件であった。



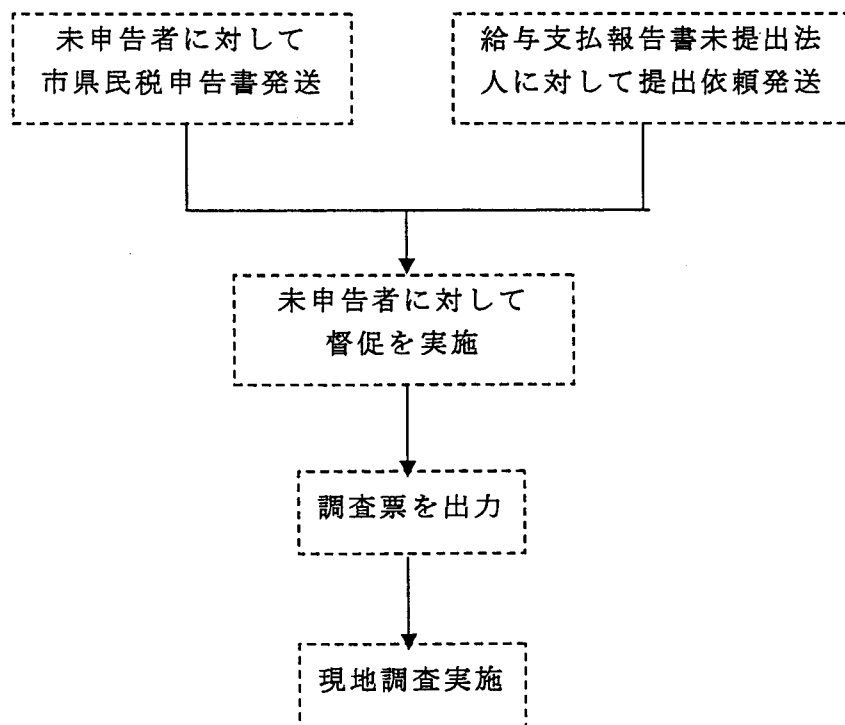


③未申告者の調査事務

未申告者の調査事務とは、被扶養者等の調査が概ね終了した時点から実施する。

給与支払報告書未提出の法人に対しては、文書による提出依頼を発送している。一方、未申告の個人に対しては、文書による提出依頼に加え市県民税申告書を併せて発送している。

上記手続を実施した結果、さらに未申告であった者に対しては調査票を出力し、居住確認、面談等現地調査を実施している。



(3) 監査要点、監査手続及び監査結果

(監査要点)

個人市民税の賦課が、法令等に準拠して網羅的かつ効率的に行われているか。

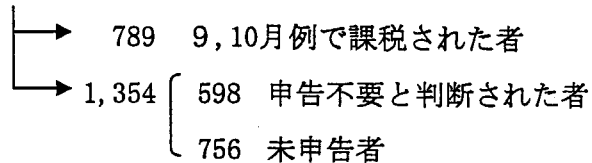
(概 説)

未申告者の調査事務において賦課の網羅性を確保するため、市では住民基本台帳に登録されている者のうち、就業人口であると予想される年齢層に対して一定の条件を加味して、調査対象とすべき未申告者を抽出してい

る。

抽出された未申告者については、10月以降に電算システムから調査票を出力し、この調査票に基づいて市民税課職員（約30名）が手分けして調査に当たっている。

なお、平成16年度の未申告者の調査事務に係る実施状況は次の通りであった。



(注) 申告不要と判断された者とは、他市町村で課税された者、或は被扶養者となっている者等をいう

(監査手続)

未申告者の調査事務に関し、その抽出方法や調査方法についてヒアリングを行い、調査が実施された全件の調査票を閲覧した。

(監査結果)

市民税課職員が未申告者に対する現況調査を行った際の調査票への記入状況は以下のとおりであった。

調査 実施 件数	訪問回数		電話 連絡	申告書		提出 依頼	居住 確認 不可
	1回	2回		手渡し	郵便受へ		
756	725	5	26	6	473	140	137

上記のとおり、当初抽出された未申告者4,217件を最終的には756件にまで絞り込んだ成果は大いに評価すべきではある。

家或いは家庭というものが昔と様変わりし、我が子の現況に関心を持たない親やその逆に親の現況に関心を持たない子がかかなりの割合で存在する時代に、住民基本台帳を頼りに調査を実施する困難さは充分理解できる。

また、申告義務の有る者は自主的に申告すべきであるとする現在の税制では、未申告者の存在など考える必要すら無いのかもしれない。

しかし、未申告者が現実に存在していることも事実である。

上記未申告者として残された756人の内、申告義務の有る者がどれ程になるかは判然とはしないが、仮に全員の捕捉が出来たとしてもその税額

は微々たるものかもしれない。費用対効果の観点からはこの調査事務を省略すれば人員の削減効果が望めるかもしれない。

しかし、税における公平性の確保のためには、
税制度に組み込む公平性（公平な課税）
課税及び納税の網羅性

が絶対必要であり、このことは市税においても同様である。

従って、個人市民税における賦課の網羅性の確保についての対応は欠かすことの出来ない事務であり、制度の維持のためにはある程度の経済性が一時的に犠牲になってもやむを得ないと考える。その上で、効率性を高め、最終的には経済性が確保される工夫が必要となる。

以上の観点からすると、幾つかの点において疑問が残る。
その内容は次のとおりである。

- ①未申告者を抽出するための年齢の括り方は充分か？
- ②未申告者に係る現地調査での判断は画一的に行われているか？
- ③未申告者に対する調査事務の結論は明確にされているか？
- ④調査事務は効率的に行われているか？

これらの事項についての監査人の判断は次の通りである。

- ①未申告者を抽出するための年齢の括り方について

【意見】

賦課の網羅性をより確保するため、調査対象を抽出する基準を見直す必要がある。

未申告者に対する調査については、住民基本台帳を基に就業人口であると予想される年齢層に対して、一定の条件を加えて未申告者を抽出し調査対象としている。現実的に予想される事務量を勘案して現行の基準が設けられていると考えられるが、この抽出対象の括り方は賦課の網羅性という観点からは必ずしも充分とはいえない。

仮に、平成16年度に実施した調査対象を1歳ずつ5歳まで拡大すると、それぞれ420名、457名、440名、388名、301名の合計2,006名が未申告者として抽出される結果となった。これらの未申告者として抽出される者の中には申告義務の有る者はほとんどいないと結論付けることもできないため、未申告者の抽出条件を見直す必要があると考える。

②未申告者に係る現地調査での判断基準の画一性について

【意見】

未申告者の調査事務に関する判断基準を明確にするための業務マニュアルの整備が必要である。

現在、「課税マニュアル」等、業務の手順を詳細に記したマニュアルを拠り所として業務を遂行しているが、未申告者に対する調査事務については、種々な状況が想定されることから成文化されたマニュアルはない。従って、例えば現地調査において生活状況や居住等の確認をする際に調査担当職員の個人的判断に負う部分が避けられないが、成文化された判断基準が無いため、同一の結論が得られるようにはなっていない。

課税の公平性からすると、どの調査担当者が調査を実施したとしても同一の結論が導かれることが望ましく、調査担当者の主観ができるだけ入らないように業務を遂行する必要がある。

③未申告者に対する調査事務の結論の明確性について

【指摘】

未申告者に対する現地調査の結論が書類（調査票）上不明確であり、調査が終了したのかどうか判断できない。調査の経緯を明確に記載すべきである。

未申告者に対する現地調査が何をもって終了したかを確認する記載が調査票になされていない。

市における未申告者に対する現地調査は、未申告者に対して現況の調査を実施し、生活状況や居住、申告義務の有無を確認することが目的であると考えられる。

担当者は調査終了後、その結果を調査票に記載して報告し、上席者は確認のうえ必要に応じて再調査等の指示を行っている。

その際の調査票の記載方法、記載内容に統一がとれておらず、結果として調査票上ではどのような理由をもって調査事務を終了したかが明確になっていない。

そのため、申告義務があるにも拘らず、現況が把握できないため調査終了となったケースもあるのではないかとの懸念が払拭されない。

調査担当者は、調査票にどのような理由をもって未申告者に対する調査事務の終了を判断したかを明確に記載すべきである。

このことにより、上席者の調査結果に対する指示等が現状よりさらに的確に行うことが可能になると考える。

④調査事務の効率性について

【意見】

調査事務が、単年度毎に完結させる形で行われデータの繰越が無いが、より効率性を高めるためデータの繰越を行う必要がある。

調査担当者が調査した事項については、調査票に記入するのみとなっており、情報の蓄積がなされていない。そのため、次年度以降、同一人物が再度未申告者として調査対象になっていても、過年度の調査票を取り出して確認する必要がある、業務上効率的とはいえない。調査対象件数は1,000件を超えるが、調査対象期間が2ヶ月不足であることからすると、より効率的な未申告者の調査事務が必要とされる。

これについては、未申告者の調査内容をデータベース化してはどうか。調査対象者の少なからずの者が毎年継続して調査対象になっていると考えられることからすると、過年度の調査状況についても調査票で概括できるようにすれば、今後の業務の効率化が図れると考える。

以上、未申告者に対する調査事務に関する業務マニュアルがないことに伴い、調査事務の結論が不明確となっており、未申告者に対する調査事務全体に統一性が欠けているのが現状である。

今後については、業務マニュアルの作成の他、申告の網羅性を確保する観点から、未申告者の調査事務に係る年度単位の重点目標あるいは重点地域の設定等をし、数年を掛けて全市を網羅した詳細な調査を行う方法を検討してはどうか。

3. 法人市民税

(1) 納税義務者

金沢市税賦課徴収条例第18条第1項第3号及び第4号により、以下の者に対して市民税（均等割及び法人税割）を課している。

区 分	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人	課税する	課税する
市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者、又は管理人の定めのあるもの	課税する	課税しない

なお、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの内、以下のものに対しては市民税を課さない（金沢市税賦課徴収条例第21条）。

- ・社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体
- ・学校の後援団体、同窓会、校友会
- ・納税貯蓄組合法第2条第1項に規定する納税貯蓄組合
- ・前記に掲げるものを除くほか、市長が公益上その他の事由により特に必要があると認めるもの

上記申告義務者に対する市民税（均等割及び法人税割）の税率は以下の通りである。

均等割（金沢市税賦課徴収条例第29条第1項）

資本等の金額	従業者数の合計	
	50人以下のもの	50人を超えるもの
50億円を超える法人	410,000円	3,000,000円
10億円を超え50億円以下の法人	410,000円	1,750,000円
1億円を超え10億円以下の法人	160,000円	400,000円
10百万円を超え1億円以下の法人	130,000円	150,000円
10百万円以下の法人	50,000円	120,000円
上記以外の法人	50,000円	

(注) 1. 資本等の金額とは資本の金額又は出資の金額に資本積立金額を加えたもの

2. 従業者数の合計とは市内の事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計

3. (注) 1. 2. とともに課税標準の算定期間の末日で判定

法人税割（金沢市税賦課徴収条例第30条の5）

14.7%

また、申告期限は以下の通りである（金沢市税賦課徴収条例第35条の7第1項）。

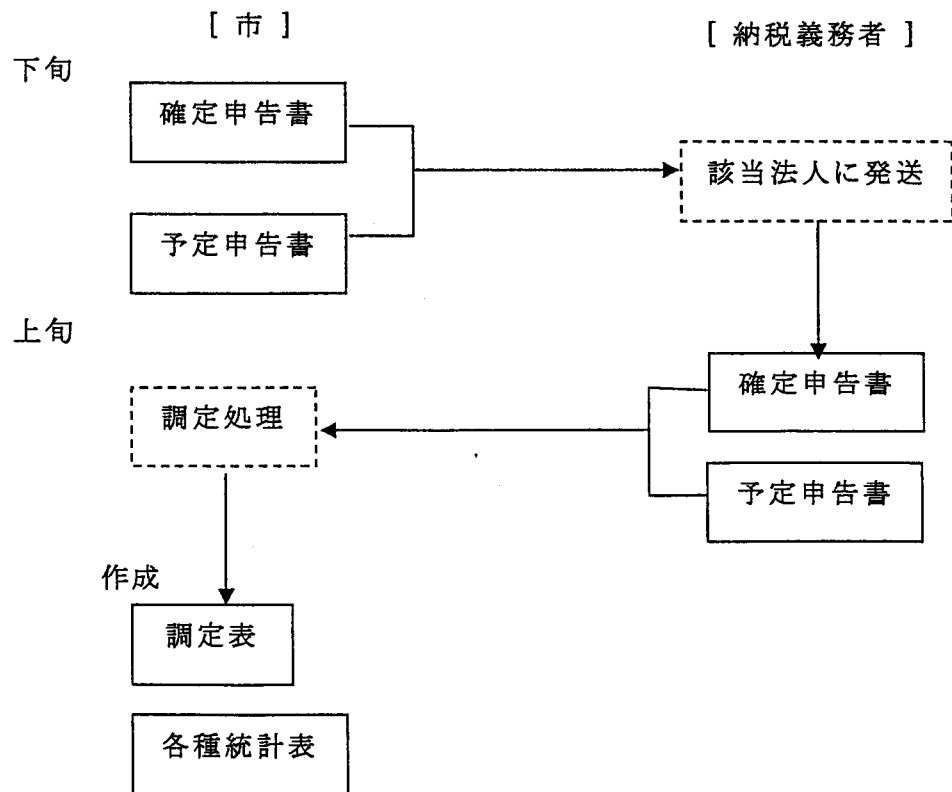
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内
中間（予定）申告	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

(2) 課税の手續

① 申告書発送、調定処理

申告期限到来月の前月に各法人に対して、電算システムで確定申告書あるいは予定申告書を出力し発送する。

返送されてきた確定申告書あるいは予定申告書を電算システムに入力処理もしくはパンチ会社に磁気データに変換依頼し電算システムに取り込み、調定処理をする。

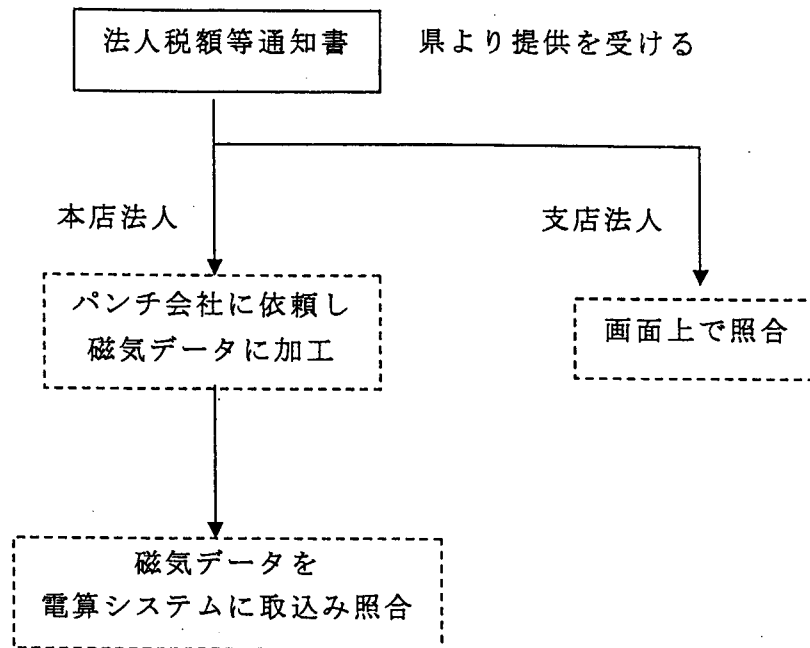


② 地方税法第63条に基づく法人税額等通知書を受けた事務

なお、法人税額等通知書には、確定申告、決定、修正、更正及び清算確定申告等による法人税額等が記載してあり、納付された市民税の妥当性を

検証するための通知書であり、県より随時提供を受けている。

中旬



(3) 納税の網羅性を確保するための方策（現況）

①法人の異動状況の把握

市では、まず「法人等の設立（支店等の設置）申告書」が提出されることにより、法人の異動状況を把握している。さらに、税務署・県税事務所と共同して登記を閲覧し、法人の異動状況を確認している。これにより、上記申告書の提出がなされていない法人の把握を補完し、該当法人に「法人等の設立（支店等の設置）申告書」の提出の依頼を実施している。

②県との連携

国、県及び市では企業コードを共有していることから申告書の用紙を発送する際には県税事務所と突き合わせ、同一の封筒に申告書を入れて発送している。これにより、県・市ともに申告書が発送されることになり、どちらかの申告書が発送されない可能性を排除している。

また、県と申告書を一緒に発送することにより、県における各企業の除却・閉鎖の状況が把握でき、市での検討材料のひとつとして活用されている。

③支店法人の把握

支店法人については事業所が必ずしも全て支店登記をする訳ではないため登記情報の使用のみでは完全な把握は困難であり、また、現状では県

税事務所と申告書を共同で発送していないため、県との法人把握の相違を確認することができない。

(4) 監査要点、監査手続及び監査結果

(監査要点)

法人市民税の課税が法令等に準拠して網羅的かつ効率的に行われているか。

(監査手続)

本店法人の課税事務についてはヒアリングによったが、支店法人については NTT 電話帳からサンプルを抽出し、平成17年9月時点での申告状況を確認した。

(監査結果)

①支店法人の網羅性の検証

平成17年5月6日現在の NTT ハローページ企業名版より、法人名が「あ」及び「に」で始まる、合計209件の支店法人と思われる法人(金沢支店・営業所等)を抽出し申告状況を確認した。その結果、23法人の申告がないことが判明した。

23法人のうち電話による調査結果を踏まえると、申告義務の可能性のある法人は5法人であり、その状況は以下のとおりであった。

	法人名	住宅地図への記載の有無	法人県民税の申告の有無	給与支払報告書の提出の有無	電話による調査結果等
1	A社	○	×	○	平成17年8月事務所設置
2	B社	○	×	○	平成17年4月事務所設置
3	C社	×	×	○	平成17年10月に法人市民税の申告有
4	D社	×	×	○	過年度において事務所設置
5	E社	×	×	○	平成17年4月事務所設置

○：有り ×：無し

A,B,E社は申告期限未到来

これら5法人については、その後平成18年1月までに全て支店等の設置申告書が提出された。結局、申告漏れの可能性があったのはD社のみであるという結論ではある。この結果から全体でどれだけの申告漏れがあるのかを推定するのは困難であるが、申告漏れの可能性のある企業が存在することは事実であり、矢張り積極的に網羅性を検証する努力が必要であると考えられる。

支店法人については、課税標準となる法人税額が正しい限り本社及び支店等を合わせた法人全体の法人税割の市町村民税は何処かの市町村への申告が漏れていたとしても変わることはない。総額を各市町村にどう分割するかである。ただ、均等割額が変わるのみである。

しかし、市町村にとっては大きな違いである。市民税が法人税に比べ公益性の負担の側面を有することから、そこに事業所を設ける法人が受ける行政サービスの対価を支払わないとすれば、その分の負担は結果的に他の市民が負担せざるを得ないことになってしまう。

そこで、行政サービスの対価が正当に支払われているかを検証することがどうしても必要になる。

【指摘】

支店法人については課税客体を積極的に捕捉するための方策が特段とられておらず、網羅性の検証が十分とはいえないのでこれを積極的に行うべきである。

本店法人については登記調査で充分目的を達成することが可能であるが、支店法人についてはそうではない。支店法人も支店等設置後15日以内に「支店等の設置申告書」を提出することになっているので、この提出を受けてから課税事務を開始すればよいはずである。しかし現実にこの申告書が提出されない例が存在するため他の手段で網羅性を検証する必要が生じる。

給与支払報告書との関係では、給与支払報告書は給与等の支払を受けた者の住所がある市町村に提出される報告書であるため、事業所等の設置とは直接的には関係がないと考えられる。しかし、上表のように申告義務の可能性のある5法人が給与支払報告書の提出があることからすると、支店法人を把握するための有力な情報と考えられる。

また、現在申告のある支店法人のリストを作成すれば、県の情報との照合や電話帳等のリストとの照合作業が容易になるものと思われる。

② 中間申告・予定申告

事業年度が6ヶ月を超える法人については、当該事業年度開始以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に、税務署長に対して中間申告書を提出する必要がある。ただし、中間申告による税額が100,000円以下である場合には申告は不要とされている（法人税法第71条第1項）。

これを受け、法人市民税においても中間事業年度を1事業年度とみなして計算したことによる中間申告あるいは前事業年度の納税実績に基づき計算された予定申告が必要となっている（地方税法第321条の8第1項前段）。

しかし、現状では中間申告及び予定申告による納税の状況を会社毎に把握できる体制が整備されていないため、中間申告及び予定申告をすべき法人が全て申告しているのかが把握できていない。

また、市民税の中間申告書を期限までに提出しなかった時は、原則として地方税法第321条の8第1項後段に定めるところによって計算した申告書が提出されたものとみなし、法人市民税を納付しなければならない旨の規定（みなし中間申告）があるが、同様の理由により適用されていない。

市では申告書送付件数及び予定申告あるいは中間申告による納付件数等を把握しており、これによると平成16年度においては以下のような状況となる。

申告期限 ・ 調定月	申告書 送付 件数	調定件数		
		予定 申告	中間 申告	その他
平成16年4月	245	218	6	—
5月	420	378	12	13
6月	132	124	10	11
7月	97	101	3	20
8月	563	492	27	5
9月	123	106	10	28
10月	252	270	14	21
11月	1,948	1,520	282	1
12月	182	165	12	93
平成17年1月	224	202	12	8
2月	286	240	9	19
3月	208	189	8	22
4月	—	—	—	14
5月	—	—	—	3
合計	4,680	4,005	405	258
		4,668		

（注）その他とは、大半が期限内に納付した法人だが、申告書の提出がないため、確認のための調定までの期間が約1ヶ月間掛かることから、予定申告・中間申告とは別個に集計している。

上表から4,680法人の申告書送付件数のうち4,668法人を除く12法人について納付実績がないものと推定される。

【意見】

中間申告あるいは予定申告の有無を会社毎に把握できるように、また、中間申告あるいは予定申告がなされなかった場合に対応するために、体制を整備する必要がある。

【2】 固定資産税

(1) 固定資産税の概要

① 固定資産税とは

固定資産税とは、賦課期日（毎年1月1日）に、土地・建物・償却資産（これらを「固定資産」という）を所有している者が、その固定資産の価値に応じて負担する税金である（金沢市税賦課徴収条例39条）。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

② 課税客体（地方税法第341条、342条）

固定資産税は、固定資産（土地、家屋、償却資産）に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地

家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物

償却資産：土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、減価償却計算を行うもの。ただし自動車は除く。

③ 納税義務者（地方税法第343条）

土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳（未登記物件を登録した帳簿）に所有者として登記又は登録されている者

家屋：建物登記簿又は家屋補充課税台帳（未登記物件を登録した帳簿）に所有者として登記又は登録されている者

償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

④ 課税標準額（地方税法第349条、349条の2）

土地・家屋については、原則として基準年度（3年毎の見直し年度）の賦課期日現在の価格で課税台帳に登録されているもの。償却資産については賦課期日における価格で課税台帳に登録されているもの。

⑤ 免税点（地方税法第351条）

同一人がひとつの市町村内に所有する土地、家屋、償却資産それぞれについて固定資産税課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は、通常は固定資産税は課税されない。

土地： 30万円

家屋： 20万円

償却資産： 150万円

30万円未満の土地、20万円未満の家屋は極めて例外的にしか存在しないと思われるので、土地及び家屋については実質的にはほぼすべてに課税、償却資産は少額のものについて免税ということになる。

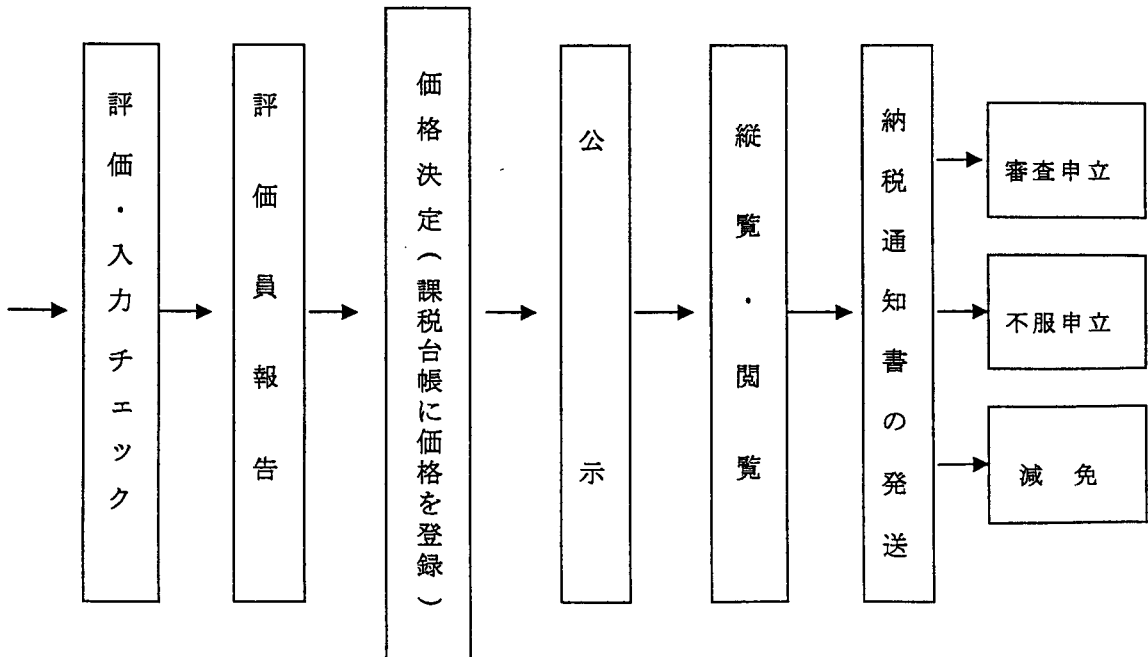
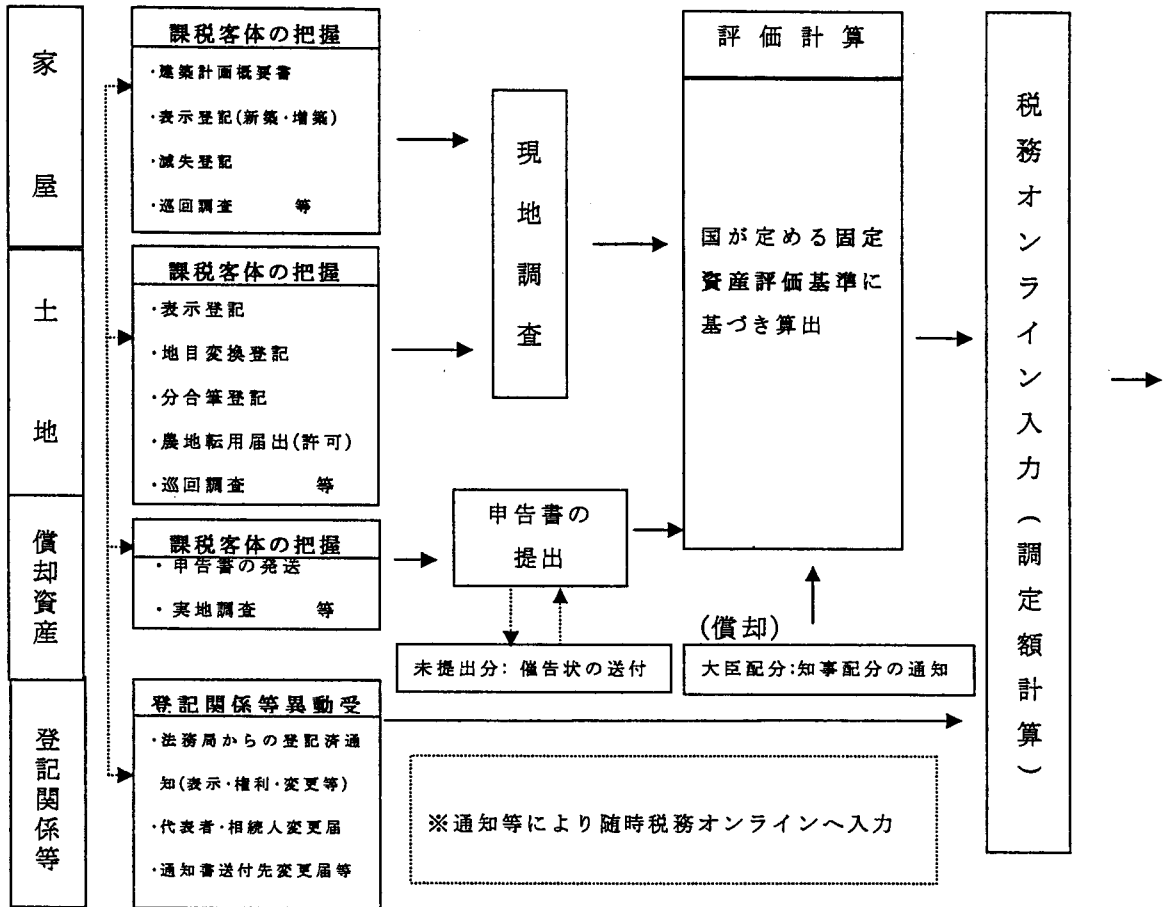
⑥ 非課税の範囲（地方税法第348条1項、2項）

人的非課税・・・所有者の性格による非課税

(例) 国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区など
物的非課税・・・固定資産の性格又は用途による非課税

(例) 学校法人、宗教法人等で本来の用に供するもの

(2) 固定資産税課税事務の流れ



(3) 監査要点、監査手続及び監査結果

① (監査要点)

課税客体の把握は適切に行なわれているか。

(概 説)

固定資産税の課税客体の把握について、土地、家屋と償却資産はその趣を異にしている。土地、家屋は市側が調査収集した情報に基づいて課税客体の把握、評価が行われるのに対し、償却資産は納税者の申告に基づいて課税客体の把握、評価が行われる。また、免税点が土地 30 万円、家屋 20 万円と実質的にはほぼ全ての対象に課税することが前提となっているのに対し、償却資産は免税点 150 万円と少額不追求の制度となっている。この点は償却資産所有者の捕捉が他の資産に比べ難しいこと、手続きその他で資力が乏しい企業に与える影響が大きいこと等を考慮して定められたものであり、費用対効果の観点からも課税の公平に反しないと考えられる。(免税点の根拠：地方税法第 351 条、金沢市税賦課徴収条例第 45 条)

1) 土地及び家屋

土地、家屋のうち、登記や建築確認申請などが法的に行われるものについては、その情報が資産税課に入ってくるので課税漏れや課税誤りは基本的には生じない。問題となるのはこれらの法的手続きが行われないものについて、適切な把握が行われるかどうかである。これについて資産税課では金沢市をエリアごとに区分し(52 エリア)、担当者を決めて巡回調査を行ない、現地の状況に変化を見つけた場合は必要な調査を実施して適正な課税客体の把握に努めている。

(監査手続)

金沢市内で監査人が現地を見回り、法的手続きが行われていない可能性があるかと推測され、未調査となりやすいのではないかと判断し抽出した土地、家屋を指定し、その物件についての課税客体の把握状況を検証した。

(監査結果) 抽出した物件、課税客体の把握状況は次の通りであった。

種 類	件数	課税客体の把握状況
家屋の取り壊し	7	すべて適正
駐車場のガレージ	2	1 件適正 1 件未調査
更地から複数用途(家屋、貸駐車場、家庭菜園)への変更	1	適正
増築	1	適正
田畑の中の納屋	1	適正
広大な土地の中の家屋	1	適正

【意見】

課税客体の把握に関する巡回調査が効率的に実施されているとはいえず、巡回実施実績記録の集積による計画的な実施を工夫する必要がある。

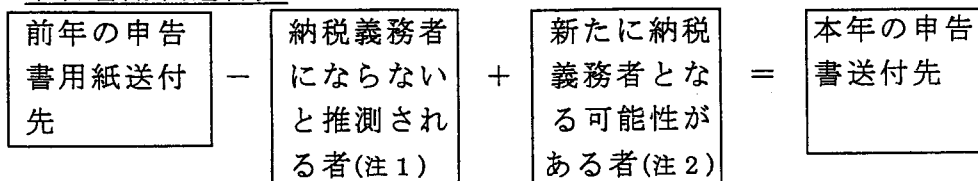
駐車場のガレージには様々なものがあり、家屋としての課税を受けるものと受けないものがある。固定資産評価基準によると、三方を壁に囲まれた建造物は課税客体としての家屋に該当するとなっている。監査で発見した未調査のガレージは三方が壁に囲まれているものであった。家屋に対する課税は、このように微妙な判定が必要なものや、建築確認申請が未提出のもの、建築確認申請が不要な改築、増築など固定資産税に影響するが適時に把握することが難しいものがある。これらを適時、適切に把握するためには巡回調査を頻繁に行うことが有効ではあるが、それによって行政コストが増大することも事実である。監査人が今回の監査で得心証としては、法的手続きが行われていない家屋の課税に関する現在の状況は多数の未調査物件が生じているような状況にはないというものである。しかしながら、今回の検証において、巡回調査の頻度が完全に十分であると結論することはできない。金沢市では昭和63年～平成2年に一斉調査を行った後、現在は巡回調査単独の目的での巡回は行っておらず、現地調査の際にその近隣の状況を視察し、変化があれば課税の要否についてさらに検討するという方法をとっている。現状の方法の有効性を高めるため、現地調査の際の近隣視察の範囲と年月日の記録を集積し、最近の未巡回範囲の検出、重複視察の省略など効果的かつ効率的な調査が計画的、網羅的に行える工夫をする必要がある。

2)償却資産

・納税義務者の把握

償却資産については納税者の申告書に基づいて課税事務が行われる制度となっており、土地や家屋のように資産税課が積極的に課税客体の把握行動をとる体制にはなっていない。従って、納税義務者に対してもれなく申告書用紙または資産内容確認通知書(これまで免税点未満の資産を有していた場合に送られる)が送付されるかどうかは課税の公平性を保つための重要な要因となっている。

申告書用紙送付先



↓
〔資産内容確認〕
〔通知書を送付〕

(注1)納税義務者にならないと推測される者については⑦-2 償却資産課税事務の効率性の項を参照

(注2)新たに納税義務者となる可能性がある者については 2)-1 法人の納税義務者の把握、2)-2 個人の納税義務者の把握の項を参照

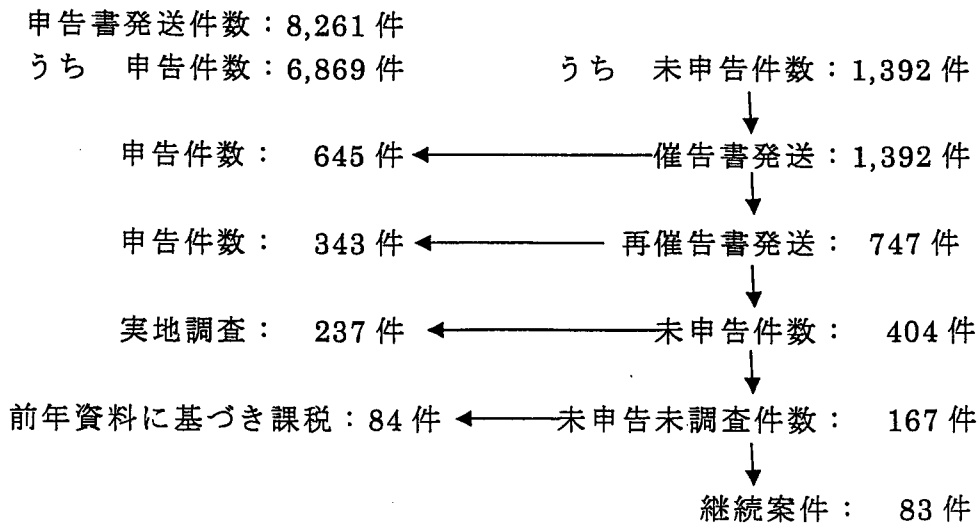
・ 申告内容の正確性の把握

資産税課では基準を定め定期的に償却資産の申告内容が正しいかどうかの実地調査及びそれに準ずる措置として書面調査(固定資産台帳のコピーの提出を求める)を行っている。実地調査の選定基準を公表するとその対象から外れる者の不正申告を助長する可能性があるため本報告書にはその内容を記載しないこととするが、選定基準の内容は合理的なものであった。

また、償却資産申告書の内容検証のために償却資産申告書に減価償却明細書の添付を求めている自治体があるということなので、本外部監査の一環として他の中核市に対してアンケート調査を行った。その結果、償却資産申告書に減価償却明細書の添付を求めているのは36市のうち4市であった。金沢市でも現在は減価償却明細書の添付は求めているが、今後の検討課題である。

・ 未申告者への対応

平成16年度の償却資産未申告者の数及び未申告者への対応は以下の通りである。



継続案件となった83件は、行方不明で連絡がとれない者などである。

それらについては現地を視察して、償却資産の金額はおそらく免税点未満であろうとの印象を得ている。

2)-1. 法人の納税義務者の把握

法人の納税義務者の把握については、基本的に市民税課が把握している法人情報を利用している。具体的には市民税課から法人リストをもらい、前年の償却資産課税台帳リストと照合することにより法人の新設や廃止を把握している。

(監査手続)

市民税課から法人市民税納税額上位300社のリストをもらい、償却資産課税台帳リストに載っているかどうかを検証した。

(監査結果)

法人市民税納税額上位300社のうち、11社が償却資産課税台帳リストに載っていなかった。このことが判明した後、資産税課が調査したところ、5件は資産なし、5件は免税点未満、1件は課税対象であった。

【意見】

納税義務者を把握するため、法人市民税等の課税資料を活用し、それらとの照合作業を確実に行う必要がある。

法人市民税の納税額は償却資産の保有可能性と相関するものではないが、納税額の大きさは事業活動の活発さを示すとも考えられるので資産保有の可能性を推定する資料として活用できるであろう。この中で、本来なら無いはずの申告書未提出が1件検出された。現在、資産税課では市民税課の情報との突合せを手作業で行っており、このことがこのような事態を生じる原因につながったものと言える。今後は、この種の作業はコンピューターを利用してマッチングテストを行うべきである。

2)-2. 個人の納税義務者の把握

個人の納税義務者の把握については、基本的には明確な方法が定まっていない。何か情報があれば、その都度申告書を発送している。例えば事業所の開設にあたり新築や改築があれば、その情報は資産税課に入るので、その個人事業者に対して申告書を発送している。

(監査手続)

電話帳から個人事業者と思われる者でかつ比較的償却資産を所有しているのではないかとと思われる者を抽出し(6業種、39人)、それぞれの課税客体の把握状況を調べた。

(監査結果)

業 種	件 数	申告書発送件数	課税客体の把握状況
ガソリンスタンド	2件	2件	課税1、免税1